告示

○総務省告示第二百七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
項目	特性	
	陸上移動局	基地局
［一～五　略］		
六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性		
1　周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備		
	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用	希望波（チャネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波、チャネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（最大送信電力が三八デシベルを超えるものにあつては、（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（チャネル間隔が一八〇kHzの搬送波の場合は、一五kHzの帯域幅で（一）一二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五kHzの帯域幅で（一）一三二・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、最大送信電力が二四

改正前		
項目	特性	
	陸上移動局	基地局
［一～五　同上］		
六　［同上］		
1　周波数分割複信方式を用いるものの受信設備		
	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。）以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上